

第 1 章

建設業許可の制度について

第1章 建設業許可の制度について

第1節 建設業の許可とは

1 建設業とは ー建設業法（以下「法」という。）第2条ー

建設業とは、元請・下請その他のいかなる名義をもってするかを問わず、**建設工事の完成を請け負う営業**をいいます。

※ 「営業」とは、利益を得ることを目的として、同種の業務を継続的かつ集団的に行うこと。

※ 「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約束し、相手方がその仕事の結果に対して、報酬を与えることを約束する契約のことをいいます。

建設工事に該当しない業務の例

- 剪定、除草、草刈り、伐採
- 道路・緑地・公園・ビル等の清掃や管理、建築物・工作物の養生や洗浄
- 施設・設備・機器等の保守点検、(電球等の)消耗部品の交換
- 調査、測量、設計
- 運搬、残土搬出、地質調査・埋蔵文化財発掘・観測・測定を目的とした掘削
- 船舶や航空機など土地に定着しない動産の築造・設備機器取付
- 自家用工作物に関する工事

2 建設業の許可を必要とする者 ー法第3条ー

次の方は、個人・法人を問わず、国土交通大臣又は県知事の許可が必要となります。

- ① 建設工事の発注者から直接工事を請け負う元請負人
- ② 元請負人から建設工事の一部を請け負う下請負人（二次以降の下請負人も同様です。）

ただし、次に掲げる軽微な工事だけを請け負う場合は、許可は必要ありません。

許可が不要な軽微な建設工事

建築一式工事 (※1)	次のいずれかに該当する場合 (1) 一件の請負代金が 1,500万円未満 の工事(消費税込み) (2) 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が 150㎡未満 の工事(※2)
建築一式以外の 建設工事	一件の請負代金が 500万円未満 の工事(消費税込み)

※1 建築一式工事とは、建物の新築・増築などの総合的な工事をいいます。(後述)

※2 主要構造部が木造で、延べ面積の1/2以上を居住用とするもの。

3 知事許可と国土交通大臣許可 ー法第3条ー

建設業の許可は、知事許可と国土交通大臣許可に区分されます。

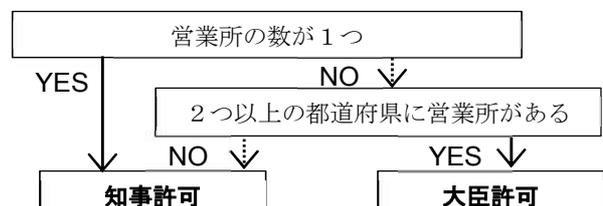
● 神奈川県知事許可

神奈川県内にのみ営業所を設けて建設業を営もうとする場合は、神奈川県知事許可が必要です。

● 国土交通大臣許可

二以上の都道府県内に営業所を設けて建設業を営もうとする者は、国土交通大臣許可が必要です。なお、この場合、営業所ごとの業種が違って大臣許可となります。したがって、同一の建設業者が知事許可と大臣許可の両方の許可を受けることはありません。

※ いずれの行政庁で許可を受けた場合も、全国の現場で工事を施工することができます。



営業所とは

本店、支店など常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えていることが必要です。

- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な行為を行っていること。
 - 電話、机、各種事務台帳等を備えた事務室が設けられていること。
 - 代表者の自宅などを営業所と兼用している場合は、事務室部分と住居部分が明確に区分されていること、また、他社と建物やフロアを共有している場合などは、必ず他社と分離独立されていること。（部屋が別であることや、同一部屋ならば固定されたパーティション等で明確に区切られ、それぞれ電話、事務什器、商号表示があること。）
 - 外部から商号が確認できる看板、表示等があること。
 - 自己所有又は賃貸借等により営業所としての使用権原を有すること。
 - ② 常勤役員等（経營業務管理責任者等）又は建設業法施行令第3条の使用人（①に関する権限を付与された者）が常時勤務していること。
 - ③ 専任技術者が常勤していること。
- ※ 単なる登記上の本店や事務連絡所、工事事務所、作業所、他の営業と兼業する場合等における建設業には無関係な支店・営業所等は、ここでの営業所には該当しません。
- ※ 許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について工事の契約を行うことはできません。許可を受けた業種について軽微な建設工事のみ行う営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可が必要です。
- ※ 必要に応じて、営業所の立ち入り調査を行うことがあります。

4 一般建設業と特定建設業 ー法第3条ー

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されます。

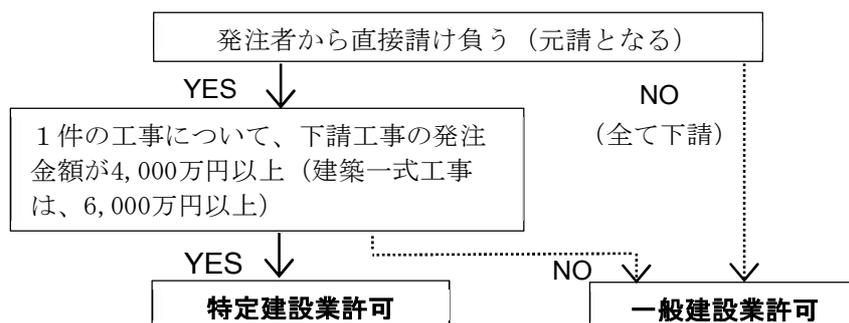
● 特定建設業許可

建設工事の最初の発注者から直接工事を請け負う（元請）者が、1件の工事について、下請代金の額（その工事に下請契約が2以上あるときは、その下請代金の総額）が4,000万円以上（ただし、建築一式工事は、6,000万円以上）となる下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を受けなければなりません。（なお、この金額には、消費税を含み、元請が提供する材料等の価格は含みません。）

● 一般建設業許可

上記以外の場合は一般建設業の許可が必要です。

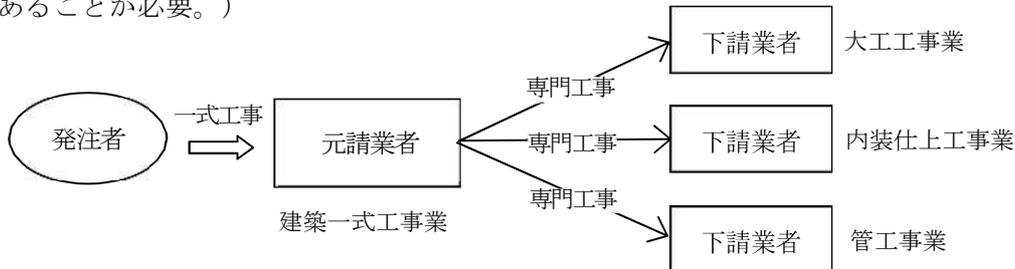
- ※ 同一の建設業者が、ある業種については特定建設業の許可を、他の業種については一般建設業の許可を受けることができます。しかし、同一業種について、特定建設業許可・一般建設業許可の両方を受けることはできません。
- ※ 特定建設業許可は、あくまで元請として下請負人に出す金額についての制約であり、下請負人として工事を施工する場合は、請負金額の制約はありません。
- ※ 特定建設業許可を取得するための要件は、下請負人保護を目的として、一般建設業許可の場合に比べて許可要件が加重されています。



5 建設業の許可業種 —法第3条第2項—

営もうとする建設工事の種類（29業種）ごとに、建設業の許可が必要です。詳細は、「建設工事の種類と許可業種区分」（P3～5）を参照してください。

建設工事の種類のうち、土木一式工事と建築一式工事は、他の27の専門工事とは異なり、大規模又は施工が複雑な専門工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネージメント（企画、指導、調整等）する事業者向けの業種です。自社で各専門工事の技術者を配置し施工するか、下請業者に専門工事の下請け契約を行い施工を依頼します。（500万円以上の契約には各専門工事の許可を受けた下請業者であることが必要。）



一式工事と専門工事は全く別の許可業種です。一式工事の許可を受けた建設業者でも、500万円以上の他の専門工事を単独で請け負う場合は、その専門工事業の許可が必要となります。

(1) 建設工事の種類と許可業種区分

略語	建設工事の種類	業種	内 容	例 示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造または解体する工事を含む。以下同じ。）	
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事

略語	建設工事の種類	業種	内 容	例 示
石	石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び凝石を含む。)の加工または積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

略語	建設工事の種類	業種	内 容	例 示
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事 ※(2)解体工事に係る業種区分の考え方参照

(2) 解体工事に係る業種区分の考え方

解体工事	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。 <p>【工事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家屋、ビルを解体する工事。 <ul style="list-style-type: none"> ※ フェンスの解体、内装の解体(スケルトン工事等)、機械器具の解体撤去工事等、各専門工事で建設されたものの解体は、建設業法の『解体工事』には該当しません。 <p>＜解体工事の内容、区分の考え方＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">解体工事を伴う新設工事</th> <th colspan="2">解体工事のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各専門工事業で施工したもの 例：信号機を解体して同じものを新設する</td> <td>土木一式・建築一式工事業で施工したもの 例：一戸建て住宅を壊して新築住宅を建てる</td> <td>各専門工事業で施工したもの 例：信号機を解体して更地にする</td> <td>土木一式・建築一式工事業で施工したもの 例：一戸建て住宅を壊して更地にする</td> </tr> <tr> <td>各専門工事業で施工例：電気工事業</td> <td>土木一式・建築一式工事業で施工例：建築一式工事業</td> <td>各専門工事業で施工例：電気工事業</td> <td>解体工事業で施工</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 解体工事業については、500万円未満の請負工事であっても、「建設リサイクル法」の登録は必要となり、無登録での解体工事はできません。(解体工事業に係る登録制度：平成13年5月30日施行) 「建設業法」と「建設リサイクル法」では「解体工事」の考え方に違いがあり、建設業法の各専門工事業で施工したものの解体で500万円未満の請負工事であっても、工作物の解体である場合は「建設リサイクル法」の登録が必要となります。 ただし、いずれの場合も、「土木一式工事」、「建築一式工事」又は「解体工事」の建設業許可業者は、登録は不要となっています。</p>	解体工事を伴う新設工事		解体工事のみ		各専門工事業で施工したもの 例：信号機を解体して同じものを新設する	土木一式・建築一式工事業で施工したもの 例：一戸建て住宅を壊して新築住宅を建てる	各専門工事業で施工したもの 例：信号機を解体して更地にする	土木一式・建築一式工事業で施工したもの 例：一戸建て住宅を壊して更地にする	各専門工事業で施工例：電気工事業	土木一式・建築一式工事業で施工例：建築一式工事業	各専門工事業で施工例：電気工事業	解体工事業で施工
解体工事を伴う新設工事		解体工事のみ											
各専門工事業で施工したもの 例：信号機を解体して同じものを新設する	土木一式・建築一式工事業で施工したもの 例：一戸建て住宅を壊して新築住宅を建てる	各専門工事業で施工したもの 例：信号機を解体して更地にする	土木一式・建築一式工事業で施工したもの 例：一戸建て住宅を壊して更地にする										
各専門工事業で施工例：電気工事業	土木一式・建築一式工事業で施工例：建築一式工事業	各専門工事業で施工例：電気工事業	解体工事業で施工										

6 許可の有効期間 一法第3条一

許可のあった日から5年目の対応する日の前日をもって満了します。(許可通知書で確認してください。)
有効期間の末日が、土曜日・日曜日・祝日等の行政庁の休日に当たる場合も同様であり、休日の翌日が満了日にはなりませんので、ご注意ください。

第2節 建設業許可の基準（許可要件）－法第7条・法第8条・法第15条－

1 許可の基準（許可要件）

建設業の許可を受けるためには、次の項目に掲げる要件を全て備えている必要があります。

許可の基準（許可要件）

- 許可要件1 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること。
 1-1 常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること。（適正な経営体制）
 1-2 適切な社会保険に加入していること。（適切な社会保険加入）
 許可要件2 専任技術者を営業所ごとに置いていること。（専任技術者）
 許可要件3 暴力団関係企業等、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。（誠実性）
 許可要件4 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。（財産的基礎等）
 許可要件5 欠格要件等に該当しないこと。（欠格要件等）

2 許可要件1-1 適正な経営体制について【規則第7条第1号】

(1) 適正な経営体制の条件

建設業に関し次の経験を有する者を、常勤役員等のうち一人又は常勤役員等のうち一人＋当該常勤役員等を直接に補佐する者として配置し、適正な経営体制を確保することが必要です。

根拠法令 規則第7条第1号	要件
規則イ(1)	○ 建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者(以下「経管」という。)としての経験を有する者
規則イ(2)	○ 建設業に関し、5年以上経管に準ずる地位(経營業務を執行する権限の委任を受けた執行役員)にある者として、経營業務を管理した経験を有する者
規則イ(3)	○ 建設業に関し、6年以上経管に準ずる地位にある者として、経管を補助する業務に従事した経験(補佐経験)を有する者
規則ロ(1)	○ 建設業に関する2年の役員等としての経験を含む、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有する者(建設業に関する財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者) ○ 上記常勤役員等を直接に補佐する者(以下「補佐者」という。)として、次の全ての者を置くこと。 a 建設業の財務管理の業務経験5年を有する者 b 建設業の労務管理の業務経験5年を有する者 c 建設業の業務運営の業務経験5年を有する者
規則ロ(2)	○ 建設業に関する2年の役員等としての経験を含む、5年以上役員等(建設業以外を含む)としての経験を有する者 ○ 「補佐者」を置くこと。(上記a～cの全ての者)
規則ハ	○ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めたる者

※ 適正な経営体制の要件は、令和2年10月1日の建設業法改正により定められました。令和2年9月30日以前に経管の要件に該当した方は、規則イ(1)の要件に該当します。

※ 当該許可要件は、令和2年10月1日以降の申請、変更届出等に適用されます。従来の経管、令和2年10月1日以降届出後の常勤役員等及び補佐者が変わる場合、変更後2週間以内に要件に適合する新たな方への変更届が必要です。(役員退任、退職等で後任が不在となった場合は要件の欠如として取消し事由(法第29条第1項第1号)となります。)

※ 要件を備えている場合は、同一営業所内に限り、常勤役員等と専任技術者、直接に補佐する者と専任技術者は兼ねることができます。(規則ロ(1)・(2)の常勤役員等と直接補佐者は兼ねることはできません。)

※ 上記イ(1)～ロ(2)の常勤役員等の要件は、過去の経験に対するものであり、申請時には常勤の役員又は個人事業主(支配人)であることが必要です。

※ 上記イ(1)～ロ(2)の常勤役員等、補佐者の要件は、要件を満たしていることを原則当時の書類で裏付けが確認できることが必要です。(許可業者での過去の経験等、裏付け資料を省略できる場合もあります。)

(2) 各規則区分の要件について

ア 「常勤役員等」とは

法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又は支配人(支配人登記されているものに限る)をいいます。なお、「建設業に関し」とは全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全て建設業に関するものとして取り扱うこととします。(上記の要件を満たせば、常勤役員等一人又は常勤役員等一人+補佐者で2以上の業種の適正な経営体制とすることができます。)

●「役員」とは

法人の役員とは、株式会社又は有限会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社(合名、合資、合同会社)の業務を執行する社員又は、法人格のある各種組合等の理事等これらに準ずる者をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は、原則として含みません。

●「常勤であるもの」とは

原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

※ 適正な経営体制として配置される常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者は、申請会社で常勤することが必要であり、他社で常勤することはできません。

- ・ 他の建設業許可業者の常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人を兼ねることはできません。
- ・ 申請会社以外の他社の代表取締役(一人取締役を含む)、持分会社の代表社員、組合の代表理事、清算人を兼ねること、又は他で個人事業を営むことはできません。ただし、当該申請会社以外の他社にそれらの者が複数おり、その会社では非常勤であることが確認できる場合を除きます。
- ・ 他社の技術者及び技能者又は、管理建築士、宅地建物取引士等他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることもできません。ただし、同一企業で、同一の営業所である場合は除きます。
- ・ 主たる営業所に常勤できる距離に居住していることも必要となります。

イ 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人、「建設業法施行令第3条に規定する使用人」(支店長、営業所長)等、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

ウ 「経營業務の管理責任者に準ずる地位」について

●規則イ(2) 執行役員等としての経験

取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。(経營業務の管理責任者としての経験の期間と通算5年以上ある場合も該当します。)

●規則イ(3) 経營業務を補佐した経験

経營業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいいます。(経營業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経験の期間と通算6年以上ある場合も該当します。)

(例) 法人の場合・・・経営部門の取締役に次ぐ地位にいた者(工事部長等)

個人の場合・・・個人事業主の専従者である子や配偶者

エ 「規則口(1)、(2)」の「常勤役員等」について

建設業に関する2年の役員等経験と合わせて5年以上の上記役員等又は役員等に次ぐ役職上の地位の経験が必要です。(※申請会社における経験以外も含まれます。)

●「役員等に次ぐ職制上の地位」とは

「役員等に次ぐ職制上の地位」(規則口(1))とは、当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位(組織図上、役員直下)にある者をいいます。

なお、「建設業に関する財務管理、労務管理又は業務運営の業務」(規則口(1))は、規則イ(1)～(3)の建設業の経営業務全般について総合的に管理した経験ではなく、財務管理等特定分野の業務経験が確認できれば要件を満たします。

オ 「規則口(1)、(2)」の「常勤役員等を直接に補佐する者」について

●求められている業務経験の内容

a 「財務管理の業務経験」とは

建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいいます。

b 「労務管理の業務経験」とは

社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。

c 「業務運営の経験」とは

会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいいます。

※ いずれも、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られます。

※ 補佐者の5年の業務経験は、いずれも役員としての経験も該当します。また、要件を満たせば、1人が複数の業務経験の補佐者を兼ねることができ、複数の業務を兼務していた期間は、それぞれの業務経験の期間として計算することも可能です。(重複可)

●「直接に補佐する」とは

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。(当該常勤役員の直下)

3 許可要件1-2 適切な社会保険加入について【規則第7条第2号】

令和2年10月1日の建設業法改正により、適切な社会保険に加入していることが建設業許可を受ける(継続する)ための要件となりました。

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入すべき事業所(営業所)(以下「適用事業所」という。)において、適用除外に該当する場合を除き加入の確認ができない場合は、建設業の許可(新規、更新等)はできません。

<適切な社会保険>

○：事業者に加入義務があるもの

事業所の形態	常用労働者の数	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
法人	1人以上	○	○	○
	— (役員及び同居の親族のみ)	○	○	—
個人事業主	5人以上	○	○	○
	1～4人	—	—	○
	— (事業主、一人親方及び同居の親族のみ)	—	—	—

● 健康保険・厚生年金保険について

- ・ 法人の事業所については、役員1人でも適用事業所に該当します。
- ・ 個人の事業所については、常時従業員(同居の親族である従業員を除く)が5人以上いる場合に適用事業所に該当します。
- ・ 健康保険は、次のいずれかに加入します。
 - a. 協会けんぽ／b. 組合管掌健康保険(健康保険組合)／c. 年金事務所長の適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等の職域国保)
- ・ 適用事業所であっても、年金事務所長の承認を受けた上で職域国保((全国)建設工事業国民健康保険組合等)に加入している場合は、健康保険について適用除外となります。

⇒ 健康保険、厚生年金保険に関する適用事業所の該当等についての詳細は、最寄りの年金事務所(P180参照)へお問合せください。

● **雇用保険について**

- ・従業員を1人でも雇用している場合に適用事業所に該当します。
 ⇒ 雇用保険に関する適用事業所の該当等についての詳細は、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）（P180参照）へお問合せください。
- ※ 当該許可要件は、令和2年10月1日以降の申請、変更届出等に適用されます。従来からの許可業者は、有効期間内については、変更がない限り適用されません。現在許可業者の方で、加入すべき社会保険に未加入の場合は、次の申請までに加入手続を行ってください。
- ※ 令和2年10月1日以降、加入状況を変更した場合、変更後2週間以内に変更届の提出が必要となります。ただし、変更の内容が従業員数のみの場合は、毎事業年度経過後4か月以内に提出が必要です。
- ※ 令和2年10月1日以降、適用除外の許可業者が新たに従業員を雇用した場合等に、適切な保険に未加入となった場合は要件の欠如として許可取消し事由（法第29条第1項第1号）となります。

4 許可要件2 専任技術者について【法第7条第2号、法第15条第2号】

建設業を営む**全ての営業所ごと**に許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を**専任で配置**することが必要です。専任技術者となり得る技術資格要件は、許可を受けようとする建設業が一般建設業か特定建設業か、また、その業種により異なります。

- ※ 許可後に、専任技術者の退職等で後任が不在となった場合は、要件の欠如として許可取消し事由（法第29条第1項第1号）となります。

<専任技術者となり得る技術資格要件>

一般建設業の許可【法第7条第2号】	特定建設業の許可【法第15条第2号】
<p>次のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、高校の指定学科（旧実業学校を含む）を卒業後5年以上、又は、大学の指定学科（高等専門学校・旧専門学校を含む）を卒業後（専門職大学の前期課程を修了した場合を含む）3年以上、実務の経験を有する者（P100参照）</p> <p>ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上の実務の経験を有する者（学歴・資格を問わない） ※ 複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者については、実務経験期間が緩和される場合があります。（P101の専任技術者の実務経験要件の緩和」参照）</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識・技術・技能を有すると認められた者</p> <p>① 専修学校指定学科卒業後5年以上の実務経験を有する者（専門士又は高度専門士を称する者であれば3年）</p> <p>② P107～118の有資格区分に該当する者</p> <p>③ 登録基幹技能者講習修了者（許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。）（P100参照）</p> <p>④ その他、海外での工事实務経験を有する者で国土交通大臣の個別審査を受け認定を受けた者等</p>	<p>次のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が定めた試験に合格した者、又は建設業の種類に応じて国土交通大臣が定めた免許を受けた者（P107～118の有資格区分に該当する者）</p> <p>ロ 法第7条第2号イ、ロ、ハに該当（左欄参照）し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、元請として2年以上指導監督的な実務経験（4,500万円以上（昭和59年10月1日以前にあっては1,500万円以上、平成6年12月28日以前にあっては3,000万円以上）の工事についての経験）を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者（海外での工事経験等について等）</p> <p>※ 指定建設業（土、建、電、管、鋼、舗、園）については上記のイ又はハに該当する者に限る。（ロの指導監督の実務経管では、特定建設業の専任技術者にはなれない。）</p>

ア 「専任」の者とは

勤務を要する営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。

要件を満たせば、同一営業所において二つ以上の業種について一人で専任技術者となることができます。また、適正な経営体制として配置される常勤役員等又は当該役員を直接に補佐する者及び令3条の使用人と専任技術者の双方の基準を満たしている者は、同一営業所内において、両者を一人で兼ねることができます。

●「営業所に常勤しているもの」とは

原則として営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

※ 専任技術者は、申請会社で常勤することが必要であり、他社で常勤することはできません。

- ・ 他の建設業許可業者の常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人を兼ねることはできません。
- ・ 申請会社以外の他社の代表取締役（一人取締役を含む）、持分会社の代表社員、組合の代表理事、清算人を兼ねること、又は他で個人事業を営むことはできません。ただし、当該申請会社以外の他社にそれらの者が複数おり、その会社では非常勤であることが確認できる場合を除きます。
- ・ 他社の技術者及び技能者又は、管理建築士、宅地建物取引士等、他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることもできません。ただし、同一企業で、同一の営業所である場合は除きます。
- ・ 勤務を要する営業所に常勤できる距離に居住していることも必要となります。

イ 「実務の経験」とは

許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験であり、具体的には、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験等をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験も含まれます。工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。

※ 実務経験は、要件を満たしていることを原則当時の書類で裏付けが確認できることが必要です。（許可業者での過去の経験等、裏付け資料を省略できる場合もあります。）

ウ 特定建設業の専任技術者要件

●「指導監督的な実務の経験」とは

- ・ 発注者から直接請け負った建設工事（元請工事）に係る経験に限られます。（発注者側の経験や下請負人としての経験は含まれません。）
- ・ 建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
- ・ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、請負金額が4,500万円以上（消費税込み）（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）であるものに関し、2年以上の経験が必要です。（工期の重複は認められません。）

※ 一般建設業の専任技術者の実務経験と期間を重複して算定することができます。

●指定建設業の許可【建設業法施行令第5条の2】

指定建設業：土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業

これら7業種については、施工技術の総合性等を考慮して建設業法施行令第5条の2で指定建設業に定められ、指定建設業について特定建設業の許可を受けようとする者の専任技術者は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者でなければなりません。（「指導監督的な実務経験」では特定建設業の専任技術者にはなれません。）

5 許可要件3 誠実性について【法第7条第3号、法第15条第1号】

法人である場合においては、当該法人又はその役員等若しくは政令で定める使用人（支店長・営業所長）、個人である場合においてはその者又は支配人が、請負契約に関し、「不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者」でないことが必要です。

●「役員等」とは

取締役、執行役、持分会社の業務を執行する社員及び組合の理事の他に、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る。）及び名称役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者をいいます。

●「不正な行為」とは

請負契約の締結又は履行に際して、詐欺・脅迫・横領等法律に違反する行為をいいます。

●「不誠実な行為」とは

工事内容・工期等について請負契約に違反する行為をいいます。

【不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者の例】※許可を受けることはできません。

- ・ 建築士法・宅地建物取引業法等で「不正又は不誠実な行為」を行ったことにより免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から5年を経過しない者。
- ・ 暴力団関係者等である者。

6 許可要件4 財産的基礎等について【法第7条第4号、法第15条第3号】

倒産することが明白である場合を除き請負契約を履行するに足る以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

一般建設業の許可【法第7条第4号】	特定建設業の許可【法第15条第3号】
下記の①、②、③のいずれかに該当すること ① 直前の決算において自己資本の額が500万円以上であること ② 500万円以上の資金調達能力のあること ③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること	直前の決算において下記の①～③の要件すべてに該当すること ① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと ② 流動比率が75%以上であること ③ 資本金が2,000万円以上であり、かつ、自己資本が4,000万円以上であること

ア 一般建設業の財産的基礎

●「自己資本」とは

法人にあつては、貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

※ 「直前」決算とは、税務署に確定申告済みの決算期で直近のもの。決算期終了後、法人の場合は2か月を経過した場合、個人の場合は、3月15日を経過した場合は、当該期を「直前」と考えます。

※ 白色申告の場合等、確定申告書に添付された貸借対照表で金額が確認できない場合は、500万円以上の預貯金残高証明書が必要になります。

●「500万円以上の資金調達能力」とは

主要取引金融機関発行の500万円以上の預貯金残高証明書（残高日が申請書の受付日から起算して前1か月以内のもの）により確認します。（P32参照）

●「直前5年間許可を受けて継続して営業した実績」とは

許可切れで申請する場合（申請までに許可が継続していない）又は初回更新の前に業種追加や般特新規の申請をする場合は「直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること」にはなりませんので、①又は②に該当することが必要です。

●設立後一度も決算期を迎えていない場合

法人の場合は、①開始貸借対照表（P64参照）で資本金500万円以上であること、又は②主要取引金融機関発行の500万円以上の預貯金残高証明書（残高日が申請書の受付日から起算して前1か月以内のもの）により、個人の場合は、②主要取引金融機関発行の500万円以上の預貯金残高証明書（残高日が申請書の受付日から起算して前1か月以内のもの）により要件に適合することを確認します。

イ 特定建設業の財産的基礎

申請時直前決算の財務諸表における貸借対照表（法人の場合、定期株主総会の承認を得たもの）において、次のすべての事項に該当していることが必要です。

事 項	法 人	個 人
①欠損比率	$\frac{\text{繰越利益剰余金が負である場合その絶対値の金額} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他の利益剰余金(繰越利益剰余金を除く)})}{\text{資 本 金}} \times 100 \leq 20\%$	$\frac{\text{事業主損失} - (\text{事業主借勘定} - \text{事業主貸勘定} + \text{利益留保性引当金} + \text{準備金})}{\text{期 首 資 本 金}} \times 100 \leq 20\%$
②流動比率	(流動資産合計/流動負債合計) ×100 ≥75%	
③資本金額	資本金 ≥2,000 万円	期首資本金 ≥2,000 万円
④自己資本	純資産合計 ≥4,000 万円	(期首資本金 + 事業主借勘定 + 事業主利益) - 事業主貸勘定 + 利益留保性の引当金 + 準備金 ≥4,000 万円

●欠損比率について

法人の申請で次の場合は欠損の額が発生しないので、上記計算式を使う必要はありません。

- ・ 繰越利益剰余金が正の場合
 - ・ 繰越利益剰余金が負である場合、その絶対値の金額を、資本剰余金、利益準備金、その他の利益剰余金（繰越利益剰余金を除く。）の合計額が上回る時
- ※ 「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金（繰越利益剰余金を除く。）の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

●資本金について

直前決算において資本金の額の基準を満たさなくても、申請日までに増資により基準を満たすこととなった場合は、資本金額の要件に適合します。（登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に資本金2,000万円以上の登記がされたこと。）

●設立後一度も決算期を迎えていない場合

開始貸借対照表で、資本金が2,000万円以上あり、資本準備金と合わせた合計自己資本が4,000万円以上あれば要件に適合します。

7 許可要件5 欠格要件等について【法第8条】

下記のいずれかに該当するときは、許可を受けることができません。

申請時に提出する「誓約書」（様式第6号）や略歴書又は役員調書の「賞罰」欄の記載により申告します。（「賞罰」欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には「虚偽申請」とみなされます。）

また、下記②a、jを確認するため、法人の場合は、役員及び令第3条に規定する使用人（従たる営業所の支店長、営業所長等）の全員について、個人の場合は、本人及び支配人（支配人登記をしている者に限る。）の全員について、その他、適正な経営体制の要件のうち規則に該当の場合の「常勤役員等を直接に補佐する者」については、次の書類が必要です。（P122～123参照）

●登記されていないことの証明書

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の法務局発行の証明書

●身分証明書

成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書

- ① 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合
- ② 以下のいずれかの事項に該当する場合（役員等、支配人又は営業所の長に該当者がいる場合を含む）
 - a 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - b 不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
 - c 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
 - d 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
 - e 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - f 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
 - g 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - h 建設業法、又は下記の法令の規定（※1）に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - i 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - j 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの（※2）
 - k 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法人である場合においては、その役員等）が上記のいずれかに該当する者
 - 1 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(※1) 法令の規定

- ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」の規定（同法第31条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・ 「刑法（明治40年法律第45号）」第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・ 「暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）」
- ・ 「建築基準法（昭和25年法律第201号）」第9条第1項又は第10項前段（同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反したものに係る同法第98条
- ・ 「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」第13条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第23条
- ・ 「都市計画法（昭和43年法律第100号）」第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・ 「景観法（平成16年法律第110号）」第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条
- ・ 「労働基準法（昭和22年法律第49号）」第5条の規定に違反した者に係る同法第117条（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号以下「労働者派遣法」という。）」第44条第1項（「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）」第44条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・ 「職業安定法（昭和22年法律第141号）」第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・ 「労働者派遣法」第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

(※2) 建設業法施行規則第8条の2

- ・ 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（建設業法施行規則第8条の2）